

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

令和2年7月発行

No. **93**
2020 / JUL.

- 目次**
- ② 新年度にあたって 会長あいさつ
 - ③ 木曾税務署長 通常総会 祝辞
 - ④ 第8回通常総会開催・
木曾税務署人事異動のお知らせ
 - ⑤ 女性部・事務局日誌
 - ⑥～⑦ 税金Q & Aコーナー
 - ⑧ 会員企業の紹介



最優秀賞
木曾法人会会長賞
女性部長賞

木曾町立開田小学校
6年 中川

駿さん

木曾税務署長賞

南木曾町立南木曾小学校

6年 櫻井みのりさん



税に関する『絵はがきコンクール』実施される

— 第3回 税に関する絵はがきコンクール
最優秀賞（1枚） 木曾税務署長賞（1枚）作品 —

応募総数 117点、最優秀賞等に11点入選

各学校及び児童の皆さんのご協力を頂きました。木曾税務署さん、中信県
税事務所さんには、審査及び作品展示等、大変ご協力頂きました。



新年度のご挨拶

木曾法人会長 大沢 謙一



日頃より会員の皆様ならびに税務署をはじめとする関係諸機関の皆様方には木曾法人会運営への大きなご支援ご協力に衷心より感謝申し上げます。木曾法人会は令和2年度の事業年度に入りました。今年度はこれまでになく異例な幕開けとなっています。言うまでもなく中国発の新型コロナウイルス武漢肺炎の世界的感染拡大です。この小さな目に見えないウイルスがこれ程に世界を変えてしまうことは、想像をはるかに超える出来事でした。法人会の年次総会も密を避け、会員の皆様の委任状と少人数の出席者で行うという異例なものでした。緊急事態宣言下、飲食、宿泊を業とする皆さんをはじめ、中国に商品や部材を調達源とする、全ての産業商業にとって異常なものでした。観光業にとっては外国からのインバウンドによる観光客の途絶。製造業では生産ラインの休止を余儀なくされた休業。今ではマスクも店頭で普通に並び始めていますが、マスク不足とマスクの高騰、ソーシャルディスタンスの普及。これらが3月から今日まで続いている現実です。

5月に所用があり名古屋に行った時のことです。驚いたのは松坂屋、三越、高島屋、名鉄百貨店の全てが休業していたこと、名古屋駅のコンコースに人影がほとんど無かったこと。飲食店の大部分も休業していたこと。通りも人影まばらで、先の戦争中はこのような光景だったのだらうかと思うほどでした。開いているのはスーパーマーケットと僅かな飲食店のテイクアウトでした。長期保存が効くような食材がよく売っていて、人出はいつもより多いような印象でした。

さて、今は、コロナ禍の中、感染をどう防ぎ、ワクチンや薬を開発し、どのように対処するかにばかり目を奪われています。コロナ騒動が落ち着く頃、気が付けば、私達は世界経済を揺るがす大恐慌のとば口に立っていると思われれます。株価はコロナで一度落ち込み、現在は回復していますが、再度落ち込み二番底を打つと言われていています。期間契約社員の雇止めなどで、失業者は約200万人増えるそうです。そうなった時どう対処するかを考えたいと

思います。日本の輸出依存度は2018年の時点で14.8%、アメリカは8.1%です。因みに韓国は38.6%。日本はアメリカに次いで、世界の中で2番目に輸出依存度が低い国です。言い換えると内需が主導の国です。日本の製造業はバブル崩壊以来、安い労働力を求め生産工場を海外に移転し失業者を生み出しました。空洞化と盛んに叫ばれた時期です。もしそのことが無かったら、日本のGDPは30年前と同じ水準で低迷していないはずでした。アメリカはGDPを4倍に、中国は54倍に伸ばしました。日本は1.1倍もありません。

前回、私は最悪な展開になったら覚悟を決めると書きました。トコトン考える。希望的観測は入れず、最悪の展開だけを必死になって考える。2次的、3次的な悪化も考えると。そうすると、現実には何が発生しても、自分の展開のうちにあるから改めて悲観する必要はない。また、現実には最悪より多少マシな状況にあることが多い（ココが大切です）ので「明るく」生きる。コロナでドカンとは起こってしまいました。さらに引き続く経済恐慌というドカンも、間違いなく起こるでしょう。でも皆さん、恐れることはありません。覚悟あるより良き経営を心掛け、たとえ逆境が来ようとも、負けない経営で立ち向かいましょう。

書ける文字数が限られているので、充分その辺りを書き切れませんでした。何かご質問などがあれば個別にお答えしたいと思います。どうか、会員の皆様が、来たる困難に負けず、ピンチをチャンスに変えて益々ご発展されることを切に願い、併せて木曾法人会の発展を祈念致しまして、ご挨拶といたします。



木曾法人会通常総会 祝 辞

木曾税務署長 三井 浩



大沢会長をはじめ、一般社団法人木曾法人会の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご協力を賜っており、本席をお借りして厚くお礼申し上げます。

木曾法人会におかれましては、「税の Opiniオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として各種活動に取り組みおられますことに、心から敬意を表する次第であります。

特に、青年部におかれましては、小学生への「租税教育用下敷の贈呈」や「租税教室における講師」をお引き受けいただきました。

また、女性部におかれましては、「絵はがきコンクールの開催」のほか介護福祉施設でのボランティア活動やタオルの寄贈など幅広く活動され、積極的に税の啓発に取り組んでいただいております。心から感謝申し上げます。引き続き活発に活動されますとともに、更に事業の充実が図られますようご期待申し上げます。

さて、税務署では新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止措置の影響により厳しい状況に置かれている方々に向け、新たに制定された納税緩和措置が早期に活用されるよう、ホームページへのリーフレットの掲載による周知広報など、きめ細かな相談体制の整備に取り組んでおります。

木曾法人会の皆様におかれましては、これら納税緩和措置について、会員の皆様への周知広報に迅速にご対応いただき、心よりお礼申し上げますとともに、引き続きご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

昨年10月から消費税率の10%への引上げと軽減税率制度が実施されております。木曾法人会の皆様には、制度の円滑な実施のために様々な周知・広報活動にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

また、e-Taxにつきましては、木曾法人会をはじめとする皆様のご協力をいただきながら、その利用率向上に努めているところです。

貴会の皆様におかれましては、e-Taxの更なる利用拡大に向け、引き続き、局署の取組について、ご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

国税庁では、税務行政の将来像を公表し、「税務署の内部事務や行政指導事務の集中処理などの業務改革を推進することにより、事務運営の最適化を進めていく」旨をお伝えしております。

木曾法人会の皆様には、引き続き、この取組にご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

木曾法人会には、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、皆様に税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっております。誠に心強く感じている次第であります。

今後とも、木曾法人会の皆様と一層の連携・協調を図り、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、木曾法人会並びに会員の皆様の多年にわたるご功績に、改めて敬意を表しますとともに、本日ご臨席の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



祝辞を述べられる三井税務署長
5月26日 木曾町文化交流センター

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として 初めての規模縮小による開催

5月26日 第8回通常総会開催される

令和2年度第8回通常総会が5月26日木曾町文化交流センターにて開催されました。令和元年財務諸表、令和3年度税制改正要望事項の承認、令和2年度事業計画書並びに収支予算書、令和元年度公益目的支出計画実施報告書の報告がされました。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、なるべく総会へのご出席は控えていただき、委任状の提出をお願いしました。出席人数は、皆さんのご協力のおかげで最少人数での開催となりました。ありがとうございました。

また、初の試みで、[オンライン総会]を行いました。周知の時間等が少なく、参加会員の方々は少なかったのですが、WEB会議はこれから必要不可欠となるかもしれないです。

例年の通常総会より、時間短縮でしたが通常総会を無事終了しました。

【令和2年度基本方針】

- 納税意識の高揚と租税教育活動の推進
- 税制改正提言活動ならびにe-Taxの普及推進
- 企業経営の健全発展と地域社会貢献活動事業の推進

【主な事業計画】

- ① 税の研修事業・講演会等経営支援事業の実施
- ② 消費税軽減税率に係る講習会・説明会の実施
- ③ 支部活動・青年部女性部活動を通しての会員増強の推進
- ④ 税制改正の提言・法人市町村民税（法人税割）の標準税率化への要望活動の実施
- ⑤ 地域に根ざした社会貢献活動の実施
- ⑥ 青年部・女性部による租税教育事業の推進強化
- ⑦ 会員福利厚生制度の普及推進



通常総会
(5月26日 木曾町文化交流センター)

● 木曾税務署 人事異動のお知らせ (7月10日付)

(1) 転出者・転出先

所属	職名	氏名	新所属署	新職名
	署長	三井 浩	関東信越派遣 国税庁監察官	主任監察官
総務課	総務課長	高橋 一博	氏家税務署 総務課	総務課長

(2) 転入者・転入先

所属	職名	氏名	旧所属署	旧職名
	署長	河原 知之	浦和税務署 特別国税調査官	特別国税調査官
総務課	総務課長	大島 孝次	関東信越国税局 徴収部 管理運営課	管理監査官

女性部ボランティア事業

女性部では、地域社会貢献活動に繋がるボランティア事業として、郡内の介護施設へのタオル・布類の寄贈を行っています。

これは、家庭でお使いにならない新品のタオルや使用済みのタオル等を、介護の現場でご利用頂いているものです。

去る3月26日に木曾町三岳にある松塩筑木曾老人福祉施設組合「なんてんの里」様へ小瀬木部長と大畑副部長が行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、施設玄関先でのタオル寄贈となってしまいましたが、施設の方から「大変助かります」とのお言葉をいただき、利用者の皆さんに少しでもお役に立てて頂けることをうれしく思いました。

今後も引き続き実施してまいりますので、女性部の皆様のご協力をお願いします。

新品タオル・使用済タオル・バスタオルなどお寄せ頂ける方は、女性部役員または事務局までご連絡をお願いします。

(事務局 記)



事務局日誌

4月

23日 令和元年度会計・業務監査会
(法人会事務所)

木曾税務署長感謝状

5月26日に開催しました当会総会において、木曾税務署長より事務局職員の征矢野千里へ永年勤続に対する感謝状が贈られました。

事務局について

去る4月15日に開催しました正副会長会において、事務局職員の征矢野千里は、事務局主任、事務局長代行を経て、このたび事務局長に任命されました。

5月

26日 令和2年度第8回 通常総会
(木曾町文化交流センター)

6月

17日 生活習慣病予防健診
(木曾町文化交流センター)



生活習慣病予防健診
(6月17日・木曾町文化交流センター)

税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第33弾は、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々の個別の申告期限延長の手続きについて説明します。

Q1 (法人の期限の個別延長について)

法人税等について、これから申告・納付期限を迎えることとなりますが、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます。）の影響により、期限内に国税の申告等ができない場合、期限の延長が認められますか。

A 感染症の影響を受けて期限までに申告・納付等行うことが困難な場合には、個別に期限の延長が認められます。

。法人の場合には、役員や従業員等が感染症に感染したケースだけではなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

。また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。

。申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、**「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」**である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Taxをご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続きで申請を行うことができます。

。なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

○書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【法人税申告書の記載例】

The image shows a portion of a Japanese corporate tax return form. At the top right, there is a designated area for additional information. A green oval highlights this area, which contains the text: 「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」. The rest of the form includes fields for tax jurisdiction, company name, and other tax-related details.

○各種会計ソフトを利用してe-Taxで申告・納付期限延長を申請する場合の入力例

【法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税申告書のe-Taxソフトの入力例】

電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

The image shows a form for submitting additional documents for e-Tax. The title is 「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」. It contains fields for tax jurisdiction, company name, and representative information. In the field for 「電子申告及び申請・届出名」, the text 「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」 is entered and highlighted with a green oval. A callout box points to this field with the instruction: 「電子申告及び申請・届出名」欄又は「添付書類名」欄に文言を入力し、各税目のe-Tax 申告書と同時送信.

今回のQ&Aは、国税庁ホームページ内の「新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」から出題しました。

その他詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」をご覧ください。

南木曾支部

有限会社 野原 工芸

代表取締役 野原 一浩

〒399-5302

長野県木曾郡南木曾町

吾妻 4689-644

TEL 0264-58-2330

FAX 0264-58-2400

Mail craft@nohara.jp

http://www.nohara.jp



国道19号より256号線に入り、車で20分程走ったところにある木地師の里に店舗があります。

2018年に4代目、野原一浩が代表取締役に就任し、家族のみで経営をしています。

現在は木のボールペン・シャープペンシルを中心とした木製品の製作と、南木曾町の伝統防寒着「なぎそねこ」の製作販売を行っております。



会 員 企 業 の ご 紹 介

大桑村支部

株式会社 木下工業

代表取締役 木下 哲也

〒399-5502

長野県木曾郡大桑村須原 1229-1

TEL 0264-55-3111 FAX 0264-55-2289

Mail t-kinoshita@kwe1959.co.jp

電力会社を退職した祖父が、発電所やダムにおける補修工事を目的として1959年（昭和34年）に木下電機工業所を創立。1978年（昭和53年）に株式会社木下工業へ組織変更し、本年1月に4代目の私が代表取締役に就任致しました。

現在は自動車部品の加工をメインに事業を行っております。近年、外国人技能実習生を積極的に受け入れ、これまでに7名のインドネシア人が木曾へやってきました。彼らの技術習得や、少しばかりの国際交流に貢献できていることを嬉しく思っています。

また、木くずの産廃処分業『株式会社ウッドアール・オークワ』、一般廃棄物収集運搬業『株式会社イーサーサービス』も手がけており地域の皆様にご愛顧いただいております。

今後も木曾を盛り上げていけるよう、精進してまいりますのでどうぞよろしくお願い致します。

